

# ごみ質分析業務委託仕様書

## 1 委託名称

ごみ質分析業務委託

## 2 業務の目的

以下の一般廃棄物の分析及び調査し、廃棄物の減量及び食品ロスの削減の施策展開の基礎資料とする。

### (1) 組成分析調査

本市が試料提供する一般廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ）の内、本仕様書で定める分類で組成分析を実施する。

### (2) 食品ロス実態調査

本市が試料提供する家庭系一般廃棄物から、厨芥類を抽出し食品ロス（食べ残し、直接廃棄）の実態を調査する。

## 3 調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

## 4 履行場所（分類作業場所）

可燃性一般廃棄物積替施設（大阪市鶴見区3丁目1番地）

分類作業は同上積替施設（屋内）とする。

※地図及び積替施設図面別紙参照

## 5 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

## 6 組成分析調査内容

(1) 調査対象ごみ：生活系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ

(2) 調査日時・回数

年6回（生活系可燃ごみ4回（8、10、12、2月）、事業系可燃ごみ2回（9、1月））

※検査日時については、担当者と調整し実施する。

(3) 調査方法

### ① 試料採取

サンプル採取は、発注者が実施し、生活系と事業系各200kg以上を提供する。

（各回の分析合計質量が200kg未満の場合は再調査とする。）

### ② 分類計量

表1及び表2に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。（詳細の分類は本市「ごみの分別と出し方、収集日程表」及びホームページの「ごみ分別辞典」を参照する。）小型家電については個々の名称を記録するとともに撮影する。

### ③ 測定分析

昭和 52 年 11 月 4 日付環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長による、ごみ質分析方法の測定分析を基に行う。

分類項目は表 1、表 2 により分類し、紙類及びプラスチック類は乾燥前・後を計量する。3 成分、元素分析は不要とする。(分析方法等は、改正があれば最新のものに準じること)

## 7 食品ロス実態調査

(1) 調査対象ごみ：生活系可燃ごみ

(2) 調査日時・回数

年 2 回 (10、2 月)

※検査日時については、担当者と調整し実施する。

(3) 調査対象試料

サンプル採取は、発注者が実施し、1 回につき約 200 kg とする。(うち食品ロスの対象の厨芥類は約 50kg と推定)

(4) 調査方法

受託者は、(3) を調査対象として、下記の事項を調査する。

① 調査対象試料の総重量

② ごみ袋あたりの重量 (及び容積)

③ 厨芥類の総重量

④ 厨芥類の分類 (食品ロス調査 (食べ残し、直接廃棄))

⑤ 厨芥類のうち、可食部と不可食部の重量

⑥ 食品種類の内訳

⑦ 直接廃棄に関する消費期限・賞味期限表示の有無とその経過日 (個別品目ごと)

⑧ 写真撮影

⑨ 調査結果の集計表の作成、写真撮影データの整理

※④の細組成分析の定義は「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」に準じ、詳細は守口市と協議すること。

※賞味期限、消費期限の起点日時は、本市が指定する日の午前 9 時とする。

## 8 各調査時の注意事項等

(1) 業務に必要な資材 (計量機 (デジタル測り))、養生シート、分類用ごみ袋・コンテナ、カメラ、作業員の安全を確保する用品 (ゴム手袋、作業着など) は受託者が準備すること。

(2) 試料採取容器と水分量計測容器は毎回調査前に、プラスチック製の分類用容器は調査開始前に、風袋重量を計量する。

(3) 新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊は分散し、同一項目のものが偏らないように採取する。

(4) 油分が多量に付着した繊維・紙類や、可燃性の粉末など乾燥時に発火する可能性のある物、液体の化粧品など気化して強い臭気を生じるもの、蛍光灯や電球など乾燥中に破裂する可能性が

あるものは、水分量計測用試料に入れないこと。

- (5) 内容物（液体等）を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物、魚腸骨などの臭気の強い内容物、半液状の物のみが入ったものはこの限りでない。
- (6) プラスチック類と繊維類の複合品である靴やカバンが試料中にある場合、本市の指定した比率で按分し結果に反映する。
- (7) 小型家電の個々の名称を記録する際に充電機能付のものはその旨も合わせて記録する。
- (8) 大型物等、施設を害する可能性がある試料を廃棄する際は本市の指示に従うこと。
- (9) 分類作業において分類項目の不明瞭な物は、本市の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、本市の指示に従い再度分類作業を行う。
- (10) 調査結果の集計方法については、本市の指示に従うこと。
- (11) 分類その他の現地での作業時間は準備撤収の時間を含め、9時から17時までを基本とする。
- (12) 受託者は、本市の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、本市の指示に従うこと。
- (13) 不要となった試料は月～金曜日の午前9時から午後5時までの間に守口市ストックヤードに「燃やすごみ」、「金属類」、「小型家電」に分類して搬入すること。

## 9 提出物及び成果物

- (1) 受注後速やかに、本業務の主任技術者、分析の体制、実施工程表及び、計量証明事業登録（濃度）のコピーを本市に提出すること。また、分析の期間、分類項目の詳細や現地作業の計画を明記した実施計画書を本市と協議の上、提出し本市の承認を得ること。
- (2) 毎回、調査終了後に速やかに調査結果を入力した分類集計表をデータ整理し、組成別計量及び水分量計測結果は回ごとに本市に提出すること。
- (3) 全調査終了後、調査結果及び調査時の写真集(カメラによる作業状況記録も含む)をひとまとめに綴った報告書を本市に紙媒体（A4版冊子縦、裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。）で2部及び電子媒体（CDまたはDVD）で提出するものとする。報告書には、測定結果に加え、分析方法フロー図及び測定過程におけるデータ、取りまとめの所見を添付する。（校正2回）  
※所見には、各調査結果の経年変化や季節変動、他自治体との比較（可能な場合）、今後の廃棄物減量・再資源化施策に資する考察を含むこと。
- (4) 電子媒体の報告書の記録形式は、文章：MS-WORD、表とグラフ：MS-EXCEL、写真：（撮影時500万画素以上カラーで撮影）JPEGファイルとして、データの加工抽出が可能なものとする。

表1 家庭系ごみ分類表

本市分類	分類項目		主な対象物
古紙	紙類		①リサイクルできる紙類（雑紙、段ボール、新聞紙、コピー紙等）
燃やすごみ			②リサイクルできるが洗浄されていない紙類
燃やすごみ			③リサイクルできない紙類※1（汚れ物、カーボン紙、防水加工のもの等）
ペットボトル	ペットボトル	④指定 PET ボトルの識別マーク付きのもの	
		⑤同上のもので、洗浄されていないもの	
プラスチック製容器包装	プラスチック類	⑥ブラマーク付きのもの、包装フィルム、ラップ（ラベル等貼付）、レジロール（ラベル等貼付）、レジ袋 小売店等において、購入した商品を入れるためにレジで配布又は購入する袋（印刷の有無を問わない）のうち外袋（外気と直に接している袋）で、内容物が入った状態で捨てられたもの	
燃やすごみ		プラスチック使用製品	⑦・カトラリー類（スプーン、マドラー、ストロー） ・アメニティ類（ホテルのヘアブラシ、カミソリ、歯ブラシ、シャワーキャップ） ・使い捨てクリーニング包材（クリーニング店のプラスチックハンガー、衣料用カバー（衣料を包む透明ブラ等の使い捨て袋）） 上記以外のプラスチック製品全般 ※可能な範囲で製品に表示された材質（PP, PE, PS, PET（ボトルを除く）, PVC, ABS など）も記録すること。
燃やすごみ	木・竹・草・わら類		⑧自然草葉、落ち葉、木製製品
古布	布・繊維類	不織布	⑨マスク、包装紙など
		衣類	⑩古着、タオル、毛布、シーツなど ⑪同上のリサイクルできないもの※1（汚れているもの）
		その他繊維	⑫ぬいぐるみ、布製かばん、クッション、敷物等
燃やすごみ	ゴム・皮革類		⑬天然ゴム、天然皮革製品等
	厨芥類		⑭生ごみ全般
	雑芥類		⑮使捨てライター、マッチ、使捨てカイロ、タバコ殻、毛、乾燥剤、保冷剤、湿布
空き缶	金属類	スプレー缶	⑯使い捨てガスボンベ、整髪スプレー
		空き缶	⑰飲料缶、缶詰（ふたを含む）、ビンの金属キャップ
使用済乾電池・蛍光灯		乾電池・蛍光灯	⑱使い捨て乾電池
			⑲リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリー ⑳蛍光灯（環状、直管、電球型）
粗ごみ		刃物	㉑包丁、ナイフ
	その他金属	㉒上記以外の食器、調理器具、文房具などの金属全般	
びんガラス	ガラス類		㉓びん・ガラス製品
粗ごみ			㉔白熱電球
小型家電	小型家電		㉕充電器、ラジオ、タブレット、スマートフォン、LED 電球
粗ごみ	その他		㉖陶磁器、珪藻土製品、粘土、絵、額縁、鏡、コンクリートブロック片、タイル片

分類外	その他	㉗土砂、石
-----	-----	-------

※1 汚れているものは、客観的に見てごみ収集の過程で付着したものは除く。

※ 複合製品で分解できない物（靴、カバン）など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け、別途計量し、品目名を記載する。

表2 事業系ごみ分類表

本市分類	分類項目		主な対象物
燃やすごみ	紙類		①リサイクルできるもの（雑紙、段ボール、新聞紙、コピー紙等）
			②リサイクルできるが洗浄されていない紙類
			③リサイクルできないもの 汚れているもの※1、カーボン紙、感熱紙、防水加工されたもの等
不適	プラスチック類	ペットボトル	④指定 PET ボトルの識別マーク付きの物
		その他	⑤上記以外のもの
燃やすごみ	厨芥類・木・竹・草・わら類		⑥生ごみ全般、自然草葉、落ち葉、木製品（家具や漆器）、吸い殻、毛
不適	繊維類	天然繊維類	⑦綿・麻製品
		化学繊維類	⑧合成繊維製品
燃やすごみ	ゴム・皮革類		⑨天然ゴム
			⑩天然皮革製品
不適	金属類	空き缶	⑪飲料缶、缶詰
		その他金属	⑫上記以外の金属全般
	ガラス類	びん	⑬ガラスびん
		その他ガラス類	⑭上記以外のガラス全般
	その他不適物		⑮上記以外の産業廃棄物（小型家電、使捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤、陶磁器、鏡など）
その他		⑯土砂、石	

※1 汚れているものは、客観的に見てごみ収集の過程で付着したものは除く。